○旭川工業高等専門学校受託材料試験に関する規程

(昭和47.11.8 達第13号)

改正 昭和61. 5.17 達第 1号 平成元. 3.31 達第 5号 平成16. 4.1 達第45号 平成22.12.14 達第 8号 平成23. 3.18 達第46号

旭川工業高等専門学校受託材料試験に関する規程

(趣旨)

第1条 旭川工業高等専門学校(以下「本校」という。)における受託試験の取扱いについては、独立行政法人国立高等専門学校機構受託試験取扱規則(平成16年規則第48号。 以下「受託試験取扱規則」という。)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(試験員)

- 第2条 本校に材料試験員(以下「試験員」という。)を置く。
- 2 試験員は、本校教員のうちから校長が委嘱する。
- 3 試験員は、校長の命を受けて試験を行う。

(受入れの決定)

第3条 校長は、受託試験取扱規則第3条の申込書を受理したときは、試験員に委嘱しよ うとする者の意見を聴取した上、受入れについて決定するものとする。

(受入決定の通知)

第4条 校長は、受託試験の受入れを決定したときは、委託者に別記様式第1号により、 通知するものとする。

(試験結果の通知)

- 第5条 試験の結果は、校長が別記様式第2号により委託者に通知するものとする。 (試料の処置)
- 第6条 委託者が提出した試料は特別の場合のほか、これを返還しないものとする。
- 2 試験後の残りの試料を返還するときは、その費用は委託者の負担とする。 (不可抗力による試料の損害)
- 第7条 不可抗力によって生じた試料の損害に対して本校は、その責任を負わないものと する。

附則

この規程は、昭和47年11月8日から施行する。

附 則 (昭和61.5.17 達第1号)

この規程は、昭和61年5月17日から施行する。

附 則 (平成元. 3. 31 達第5号)

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

附 則 (平成16.4.1 達第41号)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成22.12.14 達第8号)

この規程は、平成22年12月14日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則 (平成23.3.18 達第46号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

別記様式第1号(第4条関係)

受託試験決定通知書

(元号) 年 月 日

(委託者) 殿

旭川工業高等専門学校長

(元号) 年 月 日付けで申込みのあった受託試験について、下記により受託します。

記

受託試験名	
試験の数量	
受託試験料	

試 験 成 績 表

(元号) 年 月 日

(委託者) 殿

旭川工業高等専門学校長

(元号) 年 月 日付けで受託した試験の結果は、下記のとおりです。

記

受託試験名	
試験の数量	
実施年月日	
試験員	
試 験 結 果	